改正後	改正前
(2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第三十条第一項の規定により提供されるものを除く。） (3)　（略） ロ　（略） 三　（略）	(2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第二十九条の二第一項の規定により提供されるものを除く。） (3)　（略） ロ　（略） 三　（略）

（備讃瀬戸海上交通センターが運用する青ノ山船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第三条　備讃瀬戸海上交通センターが運用する青ノ山船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　（略） 一　（略） 二　特定船舶　法第三十条第一項に規定する特定船舶をいう。 三・四　（略） **第四条**　（略） 2　（略） 一　（略） 二　（略） イ　（略） (1)　（略） (2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第三十条第一項の規定により提供されるものを除く。） (3)　（略） ロ　（略） 三　（略）	**第二条**　（略） 一　（略） 二　特定船舶　法第二十九条の二第一項に規定する特定船舶をいう。 三・四　（略） **第四条**　（略） 2　（略） 一　（略） 二　（略） イ　（略） (1)　（略） (2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第二十九条の二第一項の規定により提供されるものを除く。） (3)　（略） ロ　（略） 三　（略）

（来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第四条　来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　（略） 一　（略） 二　特定船舶　法第三十条第一項に規定する特定船舶をいう。 三・四　（略） **第四条**　（略） 2　（略） 一　（略） 二　（略） イ　（略） (1)　（略） (2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第三十条第一項の規定により提供されるものを除く。） (3)　（略） ロ　（略） 三　（略）	**第二条**　（略） 一　（略） 二　特定船舶　法第二十九条の二第一項に規定する特定船舶をいう。 三・四　（略） **第四条**　（略） 2　（略） 一　（略） 二　（略） イ　（略） (1)　（略） (2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第二十九条の二第一項の規定により提供されるものを除く。） (3)　（略） ロ　（略） 三　（略）

（関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第五条　関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　（略） 一　特定船舶　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する特定船舶をいう。 二・三　（略） **第四条**　（略） 2　（略） 一　（略） 二　（略） イ　（略） (1)　（略）	**第二条**　（略） 一　特定船舶　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号。以下「法」という。）第三十七条の三第一項に規定する特定船舶をいう。 二・三　（略） **第四条**　（略） 2　（略） 一　（略） 二　（略） イ　（略） (1)　（略）